

令和7年度結城市トップアスリート奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、結城市のスポーツ振興を図るため、国の代表選手等として活動する個人に対し、予算の範囲内で令和7年度結城市トップアスリート奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際大会出場奨励金

(2) 強化指定選手奨励金

(交付対象者)

第2条 国際大会出場奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に在住、在勤又は在学する個人（以下「市内在住者等」という。）で、予選等の選抜手続を経て、日本代表としてオリンピック、パラリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会その他の国際大会に出場する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

2 強化指定選手奨励金の交付を受けることができる者は、市内在住者等で、公益財団法人日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会が認めた強化指定選手とする。

(奨励金の額)

第3条 国際大会出場奨励金の額は、別表第1に定める額とする。

2 強化指定選手奨励金の額は、別表第2に定める額とする。

(奨励金の交付の制限等)

第4条 第2条に該当する者が受けることができる奨励金は、1個人につき当該年度において1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、令和7年度結城市トップアスリート奨励金交付申請書（様式第1号）に、出場する大会の開催要項等を添えて、市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、出場する大会が開催される年度内にしなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて有識者の意見を聴き、奨励金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金交付の可否を決定したときは、令和7年度結城市トップアスリート奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、奨励金の交付を申請した者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 第2条に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でないと市長が認めたと
き。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に
奨励金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

大会区分	奨励金の額
オリンピック又はパラリンピック	100,000円
世界選手権大会	50,000円
アジア選手権大会	30,000円
その他国際大会	10,000円

別表第2 (第3条関係)

選手区分	奨励金の額
日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員 会が認めた強化指定選手	100,000円

年 月 日

結城市長 様

住 所
氏 名
(名称及び代表者)
連絡先

令和 7 年度結城市トップアスリート奨励金交付申請書

令和 7 年度結城市トップアスリート奨励金交付要項第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 奨励金の種類 ☐国際大会出場奨励金
☐強化指定選手奨励金

- 2 出場する大会名（国際大会出場奨励金を申請する場合）

- 3 交付申請額 _____ 円

- 4 補助金の受領方法

・口座振替払

払込金融機関	店	口 座 番 号						
フリガナ								
口座名義	普通・当座							

- 5 添付書類 (1) 交付対象者であることを証明できるもの
(2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

結城市長

令和 7 年度結城市トップアスリート奨励金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度結城市トップアスリート奨励金について、下記のとおり決定したので令和 7 年度結城市トップアスリート奨励金交付要項第 6 条第 2 項の規定により、通知します。

記

1 交付する

- （１）奨励金の種類 ☐国際大会出場奨励金
☐強化指定選手奨励金

- （２）出場する大会名（国際大会出場奨励金を申請する場合）

- （３）交付（予定）額 _____円

- （４）交付条件

- ア 令和 7 年度結城市トップアスリート奨励金交付要項を遵守すること。
イ 申請者は、交付対象者でなくなった場合は、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 交付しない
（理由）

No.

--	--	--	--	--	--